

議案第23号

石岡市石岡駅西口市民文化伝承館条例の一部を改正する条例を
制定することについて

石岡市石岡駅西口市民文化伝承館条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月26日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

消費税法等の一部改正が、平成31年10月1日から施行されることに伴い、石岡駅西口市民文化伝承館の使用料を改正するため。

石岡市石岡駅西口市民文化伝承館条例の一部を改正する条例

石岡市石岡駅西口市民文化伝承館条例（平成28年石岡市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

（単位：円）

区分	使用料（1日当たり）
石岡市石岡駅西口市民文化伝承館	4,080

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。